

令和7年度 第2回長岡市地域公共交通協議会

参考資料

議決事項

第1号 小国地域自家用有償旅客運送の更新登録 … P1～P2

第2号 令和8年度事業計画（案） … P3～P9

協議事項

第2号 長岡地域、中之島地域における交通空白地調査業務 … P10

その他

路線バス クレジットカードタッチ決済運用開始 … P11

【更新登録について】

●道路運送法

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合 五年

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

●道路運送法施行規則

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により 有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 自家用有償旅客運送の種別
 - 四 第五十一条の二に規定する事項
 - 五 運送しようとする旅客の範囲
 - 六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
- 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

（1）長岡市地域公共交通計画策定準備業務（現況分析、アンケート調査等）

1. 目的

- ・ 令和2年6月3日に改正された「地域公共交通活性化再生法」に基づき、「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。
路線バスや地域生活交通等の運行費補助について、地域公共交通計画との連動化が必須とされ、国から運行費補助金を受けるためには、計画を策定し、該当する路線を計画内に明記する必要がある（幹線/フィーダー）。
- ・ このことを受けて、長岡市では令和3～4年度にかけて、現公共交通計画を策定したうえで施策を実施しており、令和9年度で計画終期を迎えることから、新たな5か年計画を策定するもの。

2. 業務内容

- ・ 現計画の評価
- ・ 地域公共交通計画の策定

3. 国庫補助金の活用

- ・ 計画の策定にあたり、国庫補助金「地域公共交通アップデート化事業」を活用予定。

地域公共交通計画策定事業	地域公共交通アップデート化推進事業 【市町村型】	地域公共交通アップデート化推進事業 【広域型】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独市町村での作成 ・ 補助上限額 500万円（補助率1/2） <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会開催事務費、地域データの収集・分析の費用、住民・利用者へのアンケート、MMの実施、短期間の実証運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独市町村 or 複数市町村での作成 ・ 補助上限額 1,000万円（補助率1/2） <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会開催事務費、地域データの収集・分析の費用、住民・利用者へのアンケート、MMの実施、短期間の実証運行（左記に同じ） ・ 移動需要に関するデータ(ビッグデータといわれる携帯電話の基地局データやGPSデータ) ・ ICカード等から取得したデータ分析に係るシステム導入経費、GTFS-JP作成にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県と、市町村での作成 ・ 補助上限額 2,000万円（補助率1/2）

4. 今後の予定

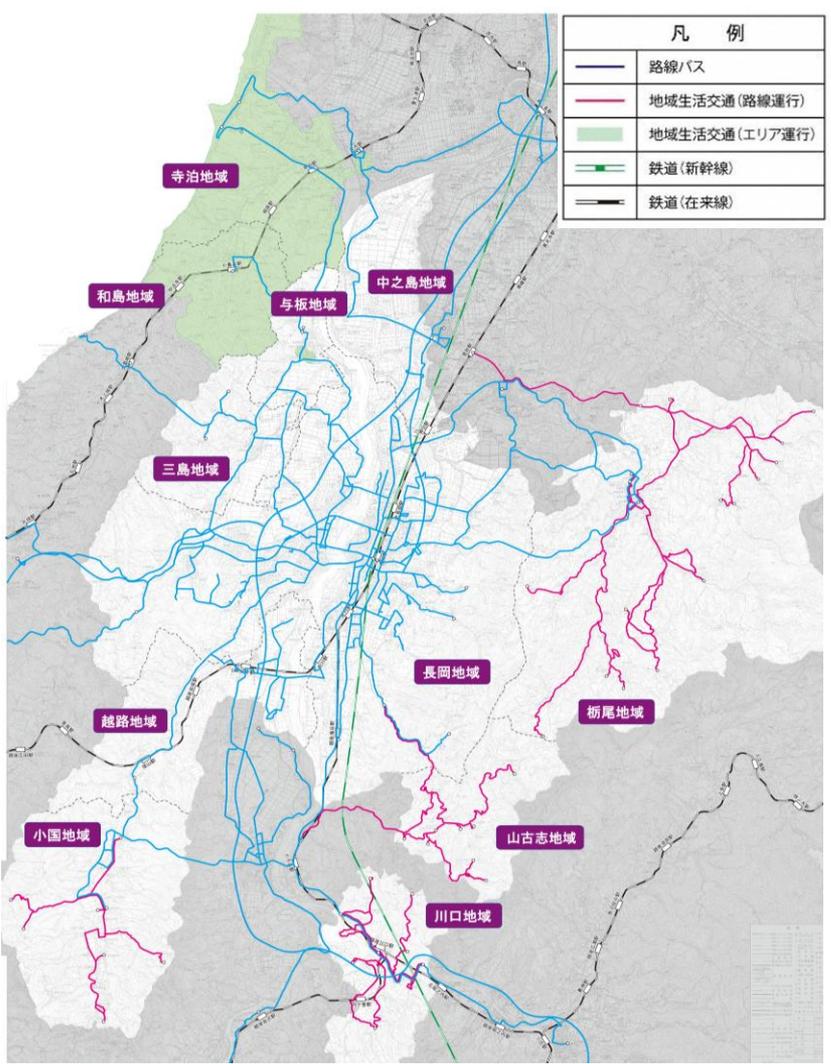
令和8・9年度で策定を行う。令和8年度は、国庫補助金の交付決定後（令和8年5月予定）、事業者に委託発注を行う。

- ・ 委託名：長岡市地域公共交通計画策定準備業務（仮称）
- ・ 発注者：長岡市地域公共交通協議会
- ・ 発注形式：簡易評価型プロポーザル方式による事業者選定（予定）
- ・ 公告時期：令和8年4月中旬（予定）

令和8年度のスケジュール（仮）		令和9年度のスケジュール（仮）	
6月	事業者と委託契約	4～6月	現計画の評価
6～9月	現況分析	6～11月	基本方針及び計画目標の設定 交通施策・事業の検討
10～12月	住民・利用者アンケート 交通事業者へのヒアリング	12～1月	パブリックコメントの実施
12～2月	現況の課題整理・分析	3月	計画策定

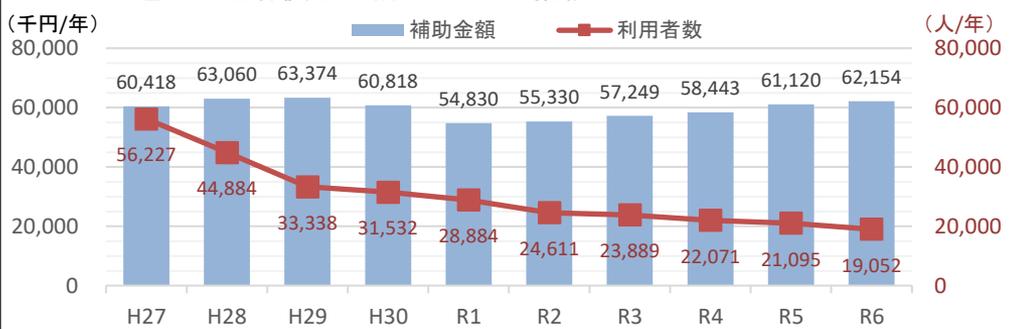
(2) 路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討

バス路線網図

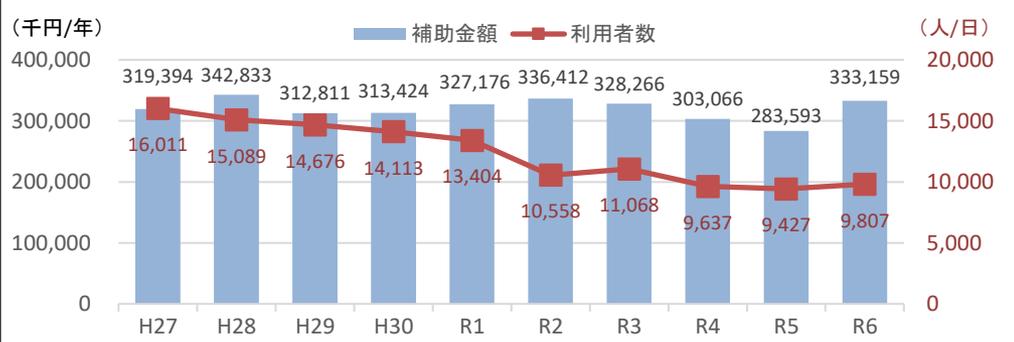


- ・路線バス利用者は過去9年で約39%減少し、公共交通空白地有償運送利用者は過去9年で約66%減少している。
- ・路線バス利用者は、前年度から増加傾向であるが依然としてコロナ禍前の利用者数には戻っていない。利用機会の多い学生等の年代人口の減少や運転免許保有率の増加によるものと考えられる。
- ・路線バスでは運行内容の見直しや、運転士確保を目的とした「バス運転体験会&応募前相談会」を実施。公共交通空白地有償運送では未利用者向けに「乗り方パンフレット」を作成した。
- ・今後もより効率的な見直しに向け、様々な移動手段を含めて検討を進める。

公共交通空白地有償運送補助金※1の推移

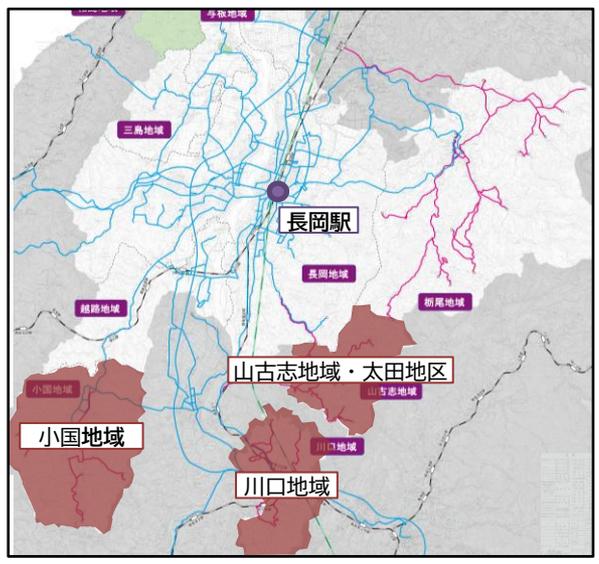


路線バス補助金※2の推移



※1：地域が主体となって運営している移動サービスに対し交付される補助金
 ※2：バス事業者が運営している移動サービスに対して交付される補助金
 (国の補助金における国・県補助分は、長岡市内の距離を按分して算出)

【自家用有償旅客運送】令和7年度の運行概要

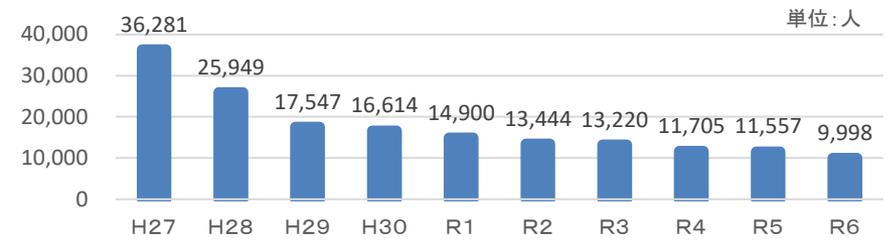


山古志地域・太田地区生活交通「クローバーバス」



運行主体：NPO法人中越防災フロンティア
 運行形態：コミュニティバス（一部デマンド）
 運賃：大人200円、小学生100円、回数券、定期券
 運行日：月～土（祝日、8/13～8/15及び12/29～1/3を除く）

	利用者数	1日当たり	1便当たり
R7.4～R7.12	7,696人	35.1人	1.7人

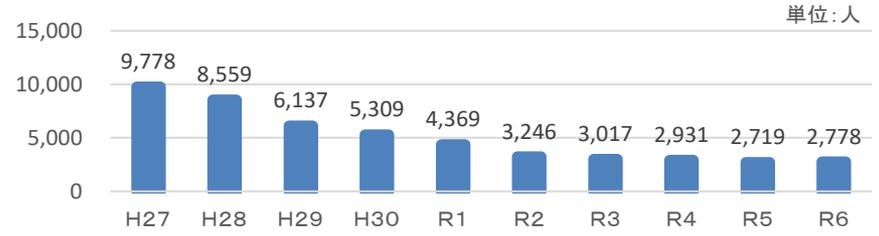


小国地域生活交通「オーケーバス」



運行主体：NPO法人MTNサポート
 運行形態：（大貝地区）コミュニティバス
 （八王子地区、法末地区）デマンド型乗合タクシー
 運賃：大人200円、小学生100円、回数券、定期券
 運行日：月～金（祝日、8/14、8/15及び12/31～1/3を除く）

	利用者数	1日当たり	1便当たり
R7.4～R7.12	2,045人	11.1人	0.8人

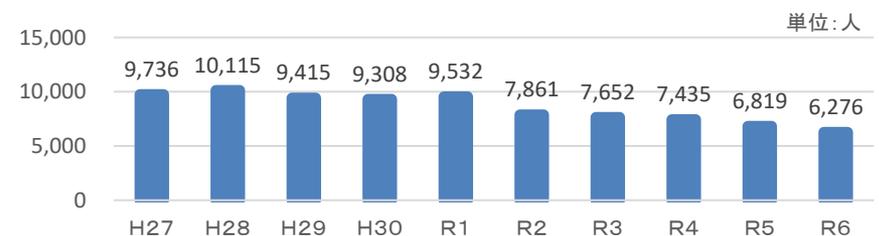


川口地域生活交通「黄色いバス」



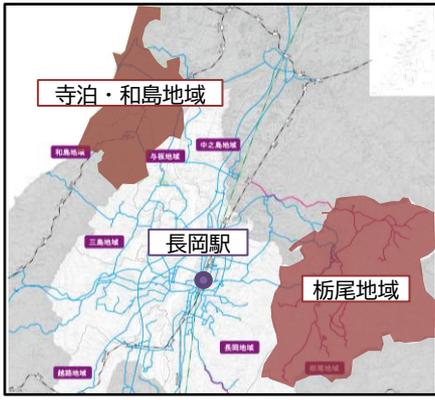
運行主体：NPO法人くらしサポート越後川口
 運行形態：コミュニティバス
 運賃：大人200円、小学生100円、回数券、定期券（NPO会員限定）
 運行日：月～金（祝日及び12/30～1/3を除く）

	利用者数	1日当たり	1便当たり
R7.4～R7.12	4,590人	24.8人	1.4人



(3) デマンド型乗合タクシーの運行継続（栃尾地域、和島地域、寺泊地域）

【デマンド型乗合タクシーの運行】令和7年度の運行概要

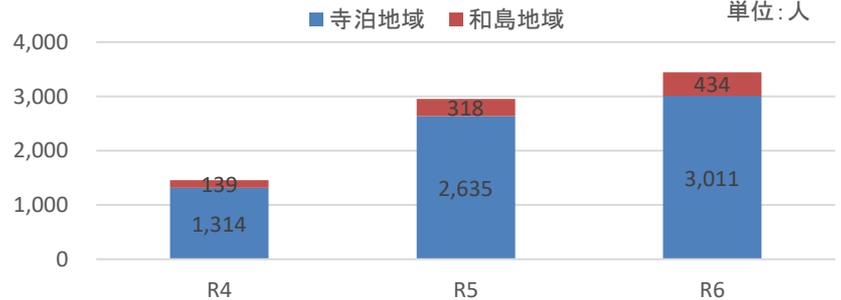


寺泊・和島地域「寺泊まりん号、わし麻呂号」

- ・運行主体：寺泊交通株式会社
- ・運行形態：デマンド型乗合タクシー
- ・運賃：200円～800円
- ・運行日：月・水・金の週3日（祝日及び12/29～1/3を除く）
8時00分～16時50分（2台×5便/日）
- ・本格運行：令和4年10月1日から



	利用者数	1便当たり	稼働率
R7.4～R7.12	2,741人	2.7人	92.38%



◆寺泊地域・和島地域生活交通事業委員会
運営状況の継続的な確認及び将来的な新たな課題の受け皿となるため、令和6年度に立ち上げ。今年度は2回委員会を開催（7/23、11/20、2/6）

栃尾地域「景虎号」

- ・運行主体：（西谷線・塩谷線）秋葉タクシー(株)
（東谷線）栃尾タクシー(有)
- ・運行形態：デマンド型乗合タクシー
- ・運賃：200円～600円
- ・運行日：通年運行（1/1～1/3を除く）
7時20分～18時40分（3路線×6便/日）
- ・本格運行：（西谷線）令和3年4月1日から
（塩谷線・東谷線）令和5年10月1日から

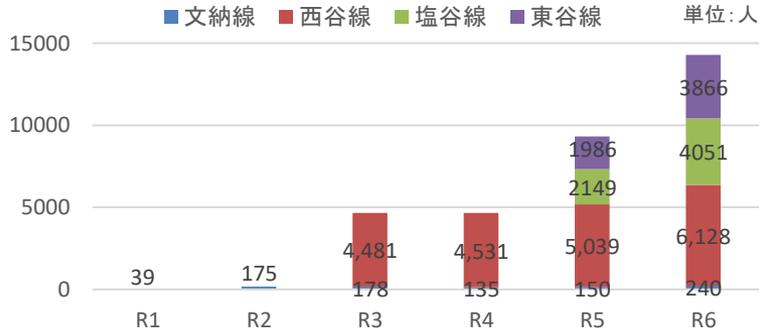


	路線名	利用者数	1便当たり	稼働率
R7.4～R7.12	西谷線	4,271人	2.7人	97%
R7.4～R7.12	塩谷線	2,411人	1.7人	89%
R7.4～R7.12	東谷線	2,786人	2.4人	69%

栃尾地域「文納線」

- ・運行主体：(株)見附タクシー
- ・運行形態：デマンド型乗合タクシー
- ・運賃：大人300円、小学生150円、未就学児
8時15分～17時37分（14便/日）
- ・運行日：通年運行（1/1は運休）※令和元年10月1日から運行

	利用者数	1便当たり
R7.4～R7.12	274人	1.0人



(5)新モビリティ導入検討事業

■ 新モビリティ導入に向けた調査・検討業務

目的：自動運転導入に向けて、現況の課題整理及び自動運転の課題抽出を行い公共交通計画への位置づけを行う。R9年度以降、本格的に実証実験へ移行できるよう、ロードマップ作成を行う。

【業務内容】

- ・導入可能性の調査（ルート、体制、収支計画）
- ・導入における課題整理
- ・国、県の補助制度の整理
- ・将来ビジョンの検討
- ・ロードマップ作成
- ・先進地視察



レベル2：部分自動運転（運転手が必要）
 レベル4：特定条件下で無人運行ができる（運転手が不要）



松山市



塩尻市

自動運転の実証実験に取り組んでいる地域一覧

国内の自動運転（旅客）の状況（2024年度）

車両 (写真はイメージ)	乗用車	グリーンスローモビリティ	小型シャトル	小型バス	大・中型バス	その他
自動運転 Level						
7(5) Level 4		1(1) 永平寺町	3(2) 上土幌町 大田区 多気町	2(1) 塩尻市 松山市	1(1) 日立市	
95(15) Level 2	6(0) 千葉市 江東区 港区 横浜市 浜松市 安城市	9(5) 十和田市 小阿仁村 静岡市 春日井市 東近江市 河内長野市 四條畷市 佐伯市 沖縄県	30(5) 帯広市 養父市 当別町 美郷町 苫小牧市 周南市 利尻富士町 高松市 釜石市 三豊市 田村市 伊予市 境町 嬉野市 常陸太田市 宇城市 松戸市 西都市 弥彦村 南さつま市 越前市 石垣市 岐阜市 南城市 中津川市 豊橋市 伊勢市 滋賀県 宮津市 木津川市	35(4) 網走市 岡崎市 仙台市 大館市 長井市 磐梯町 前橋市 深谷市 和光市 横芝光町 新潟区 佐渡市 富山市 小松市 甲斐市 富士吉田市 日進市 沼津市	12(1) 千歳市 下野市 渋川市 柏市 平塚市 常滑市 長久手市 名古屋市長久手市 三田市 東広島市 北九州市	3(0) 岐阜県 明和町 高知県

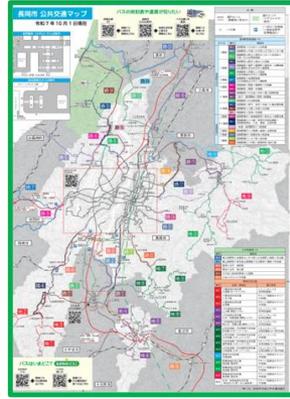
※数字は実施箇所数、赤字は通年運行実施箇所。公開されている2024年度補助事業の情報を基にデジタル庁にて作成。全ての事業を網羅しているものではない。

(6)意識啓発活動の推進(モビリティ・マネジメント)

自家用車で移動することが当たり前となっている生活を振り返り、バスをはじめとする公共交通が身近なものとなるよう、働きかける取組

◆令和7年度実施内容

- 転入者に長岡市公共交通マップ(中心部・全域)の配布。
 - ・R7年5月～長岡市公共交通マップ(市全域版)を作成し、配布。
 - ・転入者が市民課で手続きをする際、配布。
- 越後交通(株)主催の「バス運転体験会&応募前相談会」の後援。
 - ・日時・会場:7月19日(土曜日)長岡市営スキー場駐車場
 - ・参加者:26名(申込者39名)
- 地域の中学生へ交通政策について紹介。
 - ・宮内中学校の総合学習の一環で、2名の生徒が越後交通(株)へ来所。
 - ・長岡市の交通政策の紹介、及びバス見学を実施。
- 川口地域コミュニティバスの新パンフレットの配布。
 - ・NPO法人くらしサポート越後川口で「コミバスの存在は知っているものの乗り方が分からず利用していない」方に向けた利用促進パンフレットを作成し、令和7年9月～地域住民に配布。
- 寺泊・和島地域デマンド型乗合タクシーのPR動画を作成。
 - ・完成次第、寺泊支所、和島支所及び公共施設、医療機関、商業施設などで周知予定。



長岡市公共交通マップ(市全域版)



越後交通 バス運転体験会



宮内中学校生 バス見学

◆令和8年度実施計画(案)

- 転入者に対し公共交通マップを配布し公共交通の利用促進を図る。(継続)
- 市ホームページ等を通じ、公共交通の利用促進や情報発信に取り組む。(継続)
 - ・公共交通に関する動画を作成し、普段利用しない方や転入してきた方でも分かりやすい情報提供。
 - ・チラシなどを作成し、公共交通を利用する意識啓発を行う。
- 路線バスや支所地域の生活交通の乗車体験会を実施し、利用促進を図る。(予定)



川口地域コミュニティバス
パンフレット(左)・リーフレット(右)

(7)バスまちばの店舗拡大

(有)岡三商店、越後交通、長岡市と協定を締結し、「**デイリーヤマザキ平島店**」で令和7年11月1日から開始(5店舗目)

○バスまちば

- ・越後交通の路線バス停留所から概ね100m以内にある店舗を対象
- ・対象店舗には、ステッカーやのぼり旗を設置
- ・店舗に「ながおがバスi」のポスター・チラシを設置

○店舗の声

- ・実施前に比べ、店舗空きスペースの利用が僅かではあるが増えている
- ・カウンター商材の揚げ物やコーヒー等の売上数量が前年より伸びた
- ・お客様からバス回数券の販売場所が増えて助かったという声があった

○バスまちばの店舗拡充

- ・スーパーや薬局への協力を検討中(自転車駐輪スペースの利用)
- ・ホームページに協力事業者募集の掲載



のぼり旗



路線バス接近情報「ながおかバスi」はこちら⇒

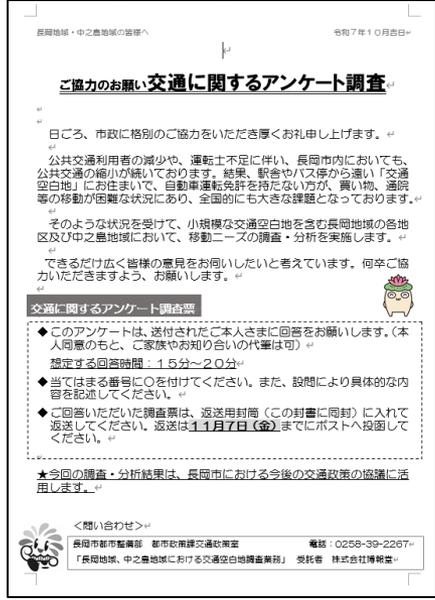
ステッカー



DY 平島店

<①アンケート調査>

郵送による配布、回収を行った



<②住民ヒアリング調査>

各地区8~10人程度の住民から参加いただいた



長岡地域 (4地区)



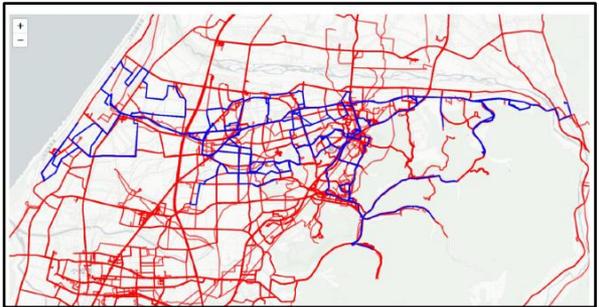
中之島地域 (8地区)

調査業務

<③マイカー移動データ調査>

協力者が期間内に移動した実績データを線状に可視化するもの
※調査期間：約1か月間(11月)

分析結果(イメージ)



長岡地域 機器設定説明会



中之島地域 機器設定説明会

R3. 3. 20～ 中央環状線「くるりん」にて、交通系ICカードの実証実験を開始

R6 路線バス全線へのキャッシュレス拡大に向けて検討



- ・これまで、1路線以外は現金または回数券支払いのみ。
- ・「くるりん」でのICカード利用率は年々上昇。キャッシュレス化への需要が高まる。
→ R6年度新公共交通システム勉強会(R6.7.16、R6.10.31開催)において、意見交換。

R8. 3. 14～ 越後交通(株)が運行する長岡市内の全線でタッチ決済開始

バスの利便性向上

◎小銭を用意する必要なし

乗車時と降車時にカードリーダーにタッチするだけで支払い完了。

◎複数人支払いが可能

親子連れなど、複数人での乗車の際は、代表者1人のタッチ決済でまとめて支払い可能。

事業者の業務改善

◎事務負担の軽減

運転手の目視による降車時の運賃確認が不要に。また、バス帰着後の精算業務にかかる負担が軽減。



↑ 市内施設に配布するチラシ